

多摩市告示第 88 号

多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 31 日

多摩市長 阿部 裕行

多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、国の重点対策加速化事業を活用して多摩市の公共施設に太陽光発電設備及び蓄電池を導入するに当たり、当該導入に係る契約の相手方となる事業者に対して、その費用の一部を補助することにより、地域における脱炭素化の実現及び地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(通則)

第 2 条 多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（重点対策加速化事業）（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203301 号。以下「国交付要綱」という。）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203303 号。以下「国実施要領」という。）その他の法令及び関連通知並びに多摩市補助金等交付手続規則（平成 11 年多摩市規則第 16 号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、多摩市がその公共施設に太陽光発電設備及び蓄電池を導入するに当たり、多摩市との契約に基づきこれらの設備の設置を行う事業であって、国実施要領別紙 2 の 2 ア（ア）又は（イ）（以下「国事業内容」という。）に定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 多摩市重点対策加速化事業の実施に係る事業であること。
- (2) 2050 年脱炭素社会の実現に寄与する事業であること。
- (3) エネルギー起源二酸化炭素（燃料の燃焼によって発生する二酸化炭素をいう。）の排出の削減に効果があるものであること。
- (4) 整備する設備が各種法令等を遵守したものであること。
- (5) 整備する設備が商用化され、導入実績があるものであること。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けられる者は、補助対象事業を自ら行う者のうち、当該補助対象事業に係る賃貸借契約等（PPA（事業者が太陽光発電システムを当該事業者以外の事業者の施設に無償で設置し、運用、保守等を行い、発電した電力を当該施設において電力を使用する者に有償で提供する契約の形態をいう。）、リース契約その他これに類する契約を含む。）において多摩市との契約における相手方となる者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 法令、条例、規則若しくはこの要綱又はこれらに基づき多摩市長（以下「市長」と

いう。)が行った指示に反する行為を行っている者

- (2) 多摩市暴力団排除条例(平成25年多摩市条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当するもの
- (3) 代表者又は役員のうち暴力団員(多摩市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいる法人又は団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、国実施要領別表第1に定めるとおりとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 交際費、慶弔費、懇親会費、補助対象事業と直接的な関連のない視察費、研修費、食糧費その他の公益上必要性が認められない経費
 - (2) 補助対象となる経費以外の経費と混在して支払いが行われ、補助対象経費として区別をすることが難しいもの
 - (3) 同一又は一連の事業において他の公的助成制度を利用する経費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象事業の実施に直接必要とは認められない経費
- 2 整備する設備に係る調査、設計等及び当該設備の整備に伴う附帯設備等の整備に係る経費については、必要最小限度の範囲に限り補助対象経費とし、その補助率等は当該設備の整備に係る補助率と同一とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、費用効率性(事業全体の補助対象経費の合計額を法定耐用年数の累計CO₂削減量(トン)で除した値)が25万円/t-CO₂を超える部分については、補助対象経費から除外する。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費に補助率(整備する設備の区分に応じて国事業内容に定める交付率等をいう。)を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額。以下「交付限度額」という。)を上限とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(事業期間)

第7条 補助対象事業の事業期間は、原則として第9条第1項の規定による補助金の交付を受けようとする日の属する年度内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、単年度での実施が困難な事業については、次条第1号に掲げる補助対象事業計画書において申請年度ごとの事業内容、補助対象経費の見込額等を明確に区分して申告することにより、3年を限度として複数年度にまたがる期間を事業期間とすることができる。この場合において、次に掲げる手続については、単年度ごとに行うものとする。
 - (1) 次条の規定による交付申請
 - (2) 第9条の規定による交付決定等
 - (3) 第14条の規定による実績報告
 - (4) 第15条の規定による補助金の額の確定等
 - (5) 第16条の規定による補助金の請求
 - (6) 第17条の規定による補助金の交付

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業計画書(第2号様式)(事業期間が複数年度にまたがる事業については、申請に係る年度における最新のもの)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 誓約書及び同意書(第4号様式)
- (4) 役員等氏名一覧表(第5号様式)
- (5) 発行から3か月以内の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し
- (6) 補助対象経費が把握できる見積書等の写し(補助対象経費と消費税が明確に記載されているもの)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査及び調査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは補助金の交付を決定し、多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付決定通知書(第6号様式)により、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは補助金を交付しないことを決定し、多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金不交付決定通知書(第7号様式)により、当該申請をした者に対し、その旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たって、次に掲げるもののほか、必要と認める条件を付することができる。

- (1) 事業期間が複数年度にまたがる場合における次年度以後の年度の補助対象事業は、国及び多摩市において当該年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行うことができるものであること。
- (2) 補助対象事業全体の補助対象経費の見込額に予算が満たない場合、前2項の規定にかかわらず、当該年度の補助金を減額し、又は不交付とすることができること。

(申請の取下げ)

第10条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者(以下「被交付決定者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに文書をもって申請の取下げをすることができる。

(補助対象事業の遂行)

第11条 被交付決定者は、法令又はこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(計画変更の承認等)

第12条 被交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する変更等をする場合は、多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金に係る事業計画変更(中止・廃止)申請書(第8号様式)に当該変更等に係る補助対象事業計画書を添えて市長に申請し、あらかじめ市長

の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の充当予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 被交付決定者の名称、所在地又は代表者を変更しようとするとき。

2 前項第4号に該当する法人にあっては、同項の規定により提出する書類のほか、変更された事項が記載された発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し又は公式文書等を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、審査及び調査を行い、補助金を変更交付することが適当と認めるときは補助金の変更交付を決定し、多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金に係る事業計画変更（中止・廃止）承認・補助金変更交付決定通知書（第9号様式）により、補助金を変更交付することが適当でないとき認めるときは補助金の変更交付をしないことを決定し、多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金変更交付不決定通知書（第10号様式）により、被交付決定者に通知するものとする。

（状況報告等）

第13条 市長は、必要と認めるときは、被交付決定者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

（実績報告）

第14条 被交付決定者は、補助対象事業の完了後から20日以内又は補助金の交付決定に係る年度の2月末日（その日が閉庁日の場合はその日前の閉庁日でない日）のいずれか早い日までに、多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金補助対象事業等実績報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（第12号様式）
- (2) 補助対象経費の支払いに係る契約書、領収書等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査及び調査し、適当と認める場合は、第9条第1項の規定による交付決定の額（第12条第3項の規定により補助金の変更交付決定をした場合はその変更後の交付決定額）を上限として交付額を確定し、多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金の額確定通知書（第13号様式）により、補助金の額を確定し、被交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた後、速やかに多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付請求書（第14号様式）により市長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第17条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第18条 市長は、補助対象事業について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第11条の規定に違反したとき。

(3) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合及び被交付決定者の責に帰することのできない事由により補助対象事業を遂行することができない場合

2 前項の規定は、第15条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付決定取消（変更）通知書（第15号様式）により、被交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第20条 市長は、第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を、被交付決定者に納付させることができる。

2 市長は、被交付決定者に補助金の返還を命じた場合において、被交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

（違約加算金の計算）

第21条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、被交付決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第22条 第20条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（監督等）

第23条 市長は、被交付決定者に対し、施行する補助対象事業に関し、補助金の目的達成のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する補助対象事業の促進を図るため、必要な指導若しくは助言をすることができる。

（財産処分の制限）

第24条 被交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、被交付決定者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(帳簿の備付け)

第25条 被交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び収支を明らかにした帳簿を備え付け、整備し、5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。